

警察本部別館機械警備業務仕様書

警察本部別館機械警備業務委託契約に基づき、警備業務の実施に関し、必要な事項を定める。

委託業務の名称 警察本部別館機械警備業務
契 約 期 間 令和 8 年 7 月 1 日から令和11年 6 月30日まで
委託業務の場所 大分市荷揚町 5 番36号 大分県警察本部庁舎別館

- 1 目的
- 庁舎管理者の管理に係る警備対象の財産の保全を図り、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。
- 2 業務の対象となる施設の概要
- (1) 庁 舎 名 大分県警察本部庁舎別館
- (2) 所 在 地 大分市荷揚町 5 番36号
- (3) 警備対象 大分県警察本部庁舎別館敷地並びに事務所棟及び道場棟
- 3 業務内容
- (1) 事故感知時における現場臨場、関係機関への通報及び庁舎管理者への連絡
- (2) 警備実施事項の報告
- 4 庁舎機械警備機能
- (1) 設置する警報機器等の種類及び数量は次のとおりとする。
- | 種 類 | 数量 | 種 類 | 数量 | 種 類 | 数量 |
|----------|----|------------|----|-----------|-----|
| コントローラー | 1 | 電気錠 | 2 | 生体認証キー | 2 |
| 画像センサー | 2 | キーボックス | 1 | 無線通信アダプター | 1 |
| フラッシュライト | 1 | 感知センサー(屋外) | 2 | マグネットセンサー | 3 0 |
| 操作表示器 | 3 | 感知センサー(屋内) | 3 | | |
- (2) 警報機器等の設置は、別添「警報器具等設置図」のとおりとする。
- ア 別館敷地出入口 2 か所に侵入を広角で感知する屋外センサーを設置すること。
- イ 事務所棟 1 階の室内に侵入を感知する屋内センサーを設置すること。
- ウ 道場棟 1 階の室内に侵入を感知する屋内センサーを設置すること。
- エ 執務時間外の入庁に対応するため、別館敷地南側出入口に上記ア及びウのセンサーを入り切りする生体認証キーを設置すること。
- オ 執務時間外の入庁に対応するため、事務所棟 1 階出入口に上記ア、イ及びウのセンサーを入り切りする生体認証キーを設置すること。
- カ 上記エ及びオの生体認証キーは、ナンバー入力によるセンサーの入り切りも対応可能であるものとする。
- キ 事務所棟及び道場棟の屋内センサー、別館敷地出入口の屋外センサーは、別個独立に警戒のセット・解除が可能であるものとする。
- ク 画像センサーについては、異常発生時を除き、執務室等を遠隔で画像監視することができない仕様であるものとする。

ケ 各室の施錠管理、最終退庁者による全室退庁確認を行うため、事務所棟 1 階にキーボックス 1 個を設置すること。

- (3) 乙は、警報機器等が良好な作動をするよう保守し、修理が必要な場合は甲に連絡のうえ、直ちに修理するものとする。

5 警備監視システム

- (1) 断線監視ができる一般公衆回線等による機械警備とし、これに要する設置及び使用料等の経費は、乙の負担とする。

- (2) 乙の基地局の機能は、警戒のセット・解除の識別ができ、警戒セット中の侵入及び回線の断線並びに警報機器等の正常な作動が確認できること。

- (3) 警備業務時間

甲が、警報機器等の開始を設定し、解除するまでの間とする。

6 警備一般事項

- (1) 乙は異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容を確認し、必要な措置を執らしめるとともに、(2)に定める緊急連絡先に連絡するものとする。また、必要と認めたときは電話等にて警察機関又は消防機関に通報し、緊急出動の要請を行うものとする。

- (2) 甲は、緊急連絡先を一定数定め、連絡優先順位を書面により乙に通知するものとする。また、変更するときも乙に書面による通知をするものとする。

- (3) 乙は、警備業務遂行のため甲から鍵の預託を受けた場合は、その預り書を甲に交付し、責任をもって保管管理するものとする。ただし、本契約が終了し、又は解除となったときは、直ちに返還するものとする。

- (4) 乙は、異常事態が発生したときは、遅滞なく当該事態の状況、その他詳細について甲に報告書を提出するものとする。

- (5) 乙は、警備業務実施中に、やむを得ない事情により入室する場合は緊急連絡先に定める者に連絡すること。

7 機械器具の撤去

乙は、この契約が終了又は解除された場合は、速やかに警報機器等を撤去すること。